下水道法

（除害施設の設置等）

第１２条　公共下水道管理者は、著しい公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

２　前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

下水道施行令

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第９条　法第１２条第１項（法第２５条の１０第１項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

　一　温度　　４５度以上であるもの

　二　水素イオン濃度　　水素指数５以下又は９以上であるもの

　三　ノルマルヘキサン抽出物質含有量

　　イ　鉱油類含有量　　１㍑につき5mgを超えるもの

　　ロ　動植物油脂類含有量　　１㍑につき30mgを超えるもの

　四　沃素消費量　　１㍑につき220mg以上であるもの

２　前項各号に掲げる数値は、国土交通省令、環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

加茂市下水道条例

（除害施設の新設等の届出等）

第１６条　除害施設の新設等を行おうとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

２　除害施設の新設を行った者は、当該工事が完了した日から５日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（除害施設等の管理責任者の選任）

第１７条　除害施設又は特定施設から排除される汚水の処理施設（以下「除害施設等」という。）の設置者は、規則で定める当該除害施設等及びこれらに係る汚水を排除する施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設等を設置した日から１４日以内に、除害施設等管理責任者を選任しなければならない。除害施設等管理責任者が欠けたとき、又は次条の規定により除害施設等管理責任者の変更命令を受けたときも同様とする。

２　除害施設等の設置者は、前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、７日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（除害施設等管理責任者の変更命令）

第１８条　市長は、除害施設等管理責任者が前条第１項に規定する規則で定める業務を怠った場合は、除害施設等管理責任者を変更することを命令することができる。

（除害施設等の設置者からの報告の徴収等）

第１９条　市長は、公共下水道を適正に管理するため必要な限度において、除害施設等の設置者から、事業場等の状況、除害施設又はその排除する汚水の水質に関し報告を徴し、又は資料を求めることができる。

加茂市下水道条例施行規則

第２０条　条例１６条に規定する除害施設の新設等を行おうとする者は、除害施設新設等届出書（様式17号）を当該除害施設の新設等の工事着手３０日前までに市長に提出しなければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、法第１２条の３の規定により特定施設の設置届出及び法第１２条の４の規定により特定施設の構造等の変更の届出をしたときは、その届出をもって除害施設の届出とみなす。

２　除害施設の新設等を行った者は、工事完了後５日以内に除害施設新設等工事完了届（様式18号）を市長に提出しなければならない。

３　除害施設の設置者は、氏名、名称、住所又は所在地を変更した場合（法第１２条の７の規定による氏名等の変更の届出をした場合を除く。）は、変更のあった日から３０日以内に氏名等変更届出書（様式19号）を市長に提出しなければならない。

（除害施設等の管理責任者の業務）

第２１条　条例１７条第１項に規定する除害施設等の維持管理に関する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

　一　除害施設の操作及び維持管理に関すること

　二　除害施設から排除される下水の水質の測定及び記録に関すること

　三　除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること

　四　除害施設に係る汚水を排出する施設の使用の方法その他の管理に関すること。

（除害施設等管理責任者の選任届）

第２２条　条例１７条第２項の規定により、除害施設等管理責任者の選任を届け出ようとする者は、除害施設等管理責任者選任届出書（様式21号）を市長に提出しなければならない。